

今月のトピックス

令和4年10月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL: <http://slmo.co.jp/>

※QRコードで弊社HPへアクセスできます ⇒

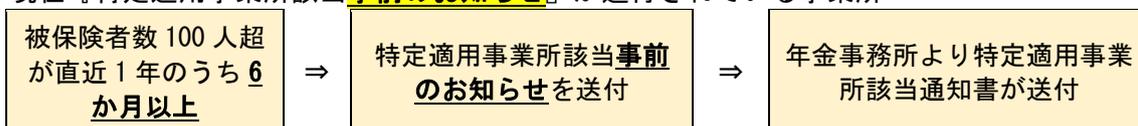


【 今月の担当:佐藤 】

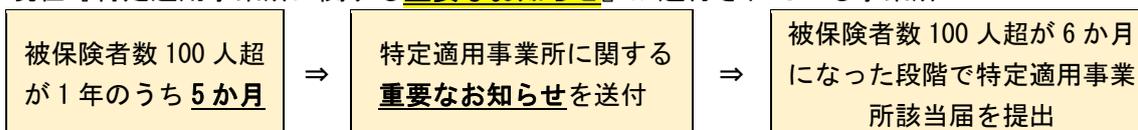
【令和4年10月からの社会保険適用拡大について(令和6年10月にむけて)】

令和4年6月号でもお伝えしておりました社会保険適用拡大について、対象事業所様に事前お知らせ等の送付が開始されました。ここでは『事前お知らせ』または『重要なお知らせ』の送付基準や今後、被保険者数が100人を超えた事業所においてどのように手続きが進んでいくのかをご案内いたします。

- ① 現在『特定適用事業所該当**事前のお知らせ**』が送付されている事業所



- ② 現在『特定適用事業所に関する**重要なお知らせ**』が送付されている事業所



令和4年10月以降については毎月末時点の被保険者数を確認し、100人を超えた月が前1年間で**5か月**になると年金事務所より『特定適用事業所に関する重要なお知らせ』が送付されます。翌月以降も被保険者数100人超となり、100人超が6か月になった段階から順次、特定適用事業所該当届の提出を進めていくことになります。

現在、被保険者数が100人に近い事業所様は月末時点の被保険者数をご確認ください。また、令和6年10月に予定されている適用拡大の事業所規模の変更についても同様の進め方になる可能性が濃厚である為、現在被保険者数が50人程度の事業所様については令和5年10月頃から被保険者数について注視が必要となります。

【協会けんぽ・被扶養者状況リストについて】

協会けんぽより、令和4年10月上旬から10月下旬にかけて、「被扶養者状況リスト」が郵送されます。就職などにより勤務先で健康保険に加入した方が、被扶養者のまま(二重加入)となっていないかを確認するためのもので、**令和4年4月1日において18歳以上の被扶養者の方が確認の対象**となります。

・被保険者と別居している被扶養者の方は『**仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類**』
・海外に在住している被扶養者の方は『**海外特例要件に該当していることが確認できる書類**』等の添付書類が必要になりますので、詳しくは同封されているリーフレット等ご参照いただきご確認をお願いいたします。

なお、提出期限は**令和4年11月30日**となっておりますので、確認が完了次第協会けんぽへご提出をお願いいたします。(※弊所でも扶養者について確認作業を行いますので、確認が終わりましたら控えを弊所宛メール等にてご送付をお願いいたします。)

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。